

1 配当優先の無議決権株式の評価

(1) 配当優先株式の評価

配当について優先・劣後のある株式を発行している会社の株式を①類似業種比準方式により評価する場合には、株式の種類ごとにその株式に係る配当金（資本金等の額の減少によるものを除く。以下同じ。）によって評価し、②純資産価額方式により評価する場合には、配当優先の有無にかかわらず、従来どおり財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）185（（純資産価額））の定めにより評価する。

（注）社債類似株式は、評価通達 197-2（（利付公社債の評価））の(3)に準じて評価する（「2 社債類似株式の評価」参照）。

イ 類似業種比準方式

配当について優先・劣後のある株式を発行している会社の株式の評価に当たっては、配当金の多寡は、比準要素のうち「1株当たりの配当金額(㊸)」に影響するので、「1株当たりの配当金額(㊸)」は、株式の種類ごとにその株式に係る実際の配当金により計算する。

○ 類似業種比準方式の計算例

《設例》

① 発行済株式数	61,000株
内 配当優先株式	21,000株(自己株式数1,000株)
普通株式(配当劣後株式)	40,000株(自己株式数0株)
② 資本金等の額	30,000千円
③ 1株当たりの資本金等の額	500円(30,000千円÷60,000株)
④ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数	600,000株(30,000千円÷50円)
⑤ 年配当金額	
直前期	配当優先株式 1,000千円
普通株式	1,800千円
直前々期	配当優先株式 1,000千円
普通株式	1,800千円
⑥ 年利益金額	24,000千円
⑦ 利益積立金額	60,000千円
⑧ 類似業種比準株価等	
A	= 488円
B	= 4.4円
C	= 31円
D	= 285円

【計算】

1 1株当たりの年配当金額(㊸)の計算

(1) 配当優先株式

$$(1,000千円 + 1,000千円) \div 2 \div (600,000株 \times 20,000株 \div 60,000株) = 5円00銭$$

(2) 普通株式

$$(1,800 \text{ 千円} + 1,800 \text{ 千円}) \div 2 \div (600,000 \text{ 株} \times 40,000 \text{ 株} \div 60,000 \text{ 株}) = 4 \text{ 円 } 50 \text{ 銭}$$

2 1株当たりの年利益金額 (㉑) の計算

$$24,000 \text{ 千円} \div 600,000 \text{ 株} = 40 \text{ 円}$$

3 1株当たりの純資産価額 (㉒) の計算

$$(30,000 \text{ 千円} + 60,000 \text{ 千円}) \div 600,000 \text{ 株} = 150 \text{ 円}$$

4 類似業種比準価額の計算

(1) 配当優先株式

イ 1株 (50円) 当たりの比準価額

$$488 \text{ 円} \times \frac{\frac{5.0}{4.4} + \frac{40}{31} \times 3 + \frac{150}{285}}{5} \times 0.7 \text{ (注)} \div 375.70 \text{ 円 (10 銭未満切捨て)}$$

ロ 1株当たりの比準価額

$$375.70 \text{ 円} \times 500 \text{ 円} \div 50 \text{ 円} = 3,757 \text{ 円}$$

(2) 普通株式

イ 1株 (50円) 当たりの比準価額

$$488 \text{ 円} \times \frac{\frac{4.5}{4.4} + \frac{40}{31} \times 3 + \frac{150}{285}}{5} \times 0.7 \text{ (注)} \div 368.90 \text{ 円 (10 銭未満切捨て)}$$

ロ 1株当たりの比準価額

$$368.90 \text{ 円} \times 500 \text{ 円} \div 50 \text{ 円} = 3,689 \text{ 円}$$

(注) 大会社であるものとした。

ロ 純資産価額方式

純資産価額方式で評価する場合には、配当金の多寡は評価の要素としていないことから、配当優先の有無にかかわらず、評価通達 185((純資産価額))の定めにより評価する。

ハ 評価明細書の記載方法

(イ) 類似業種比準方式(「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」(以下「評価明細書」という。)第4表)

種類株式ごとに以下のとおり記載する。

A 「1. 1株当たりの資本金等の額等の計算」

種類株式ごとに区分せず資本金等の額又は株式数を記載する。この場合、「② 直前期末の発行済株式数」欄及び「③ 直前期末の自己株式数」欄については、評価する種類株式の株式数を内書きする。

B 「2. 比準要素等の金額の計算」

(A) 「1株(50円)当たりの年配当金額」

種類株式ごとに記載する。この場合、「1株(50円)当たりの年配当金額⑩(㉑、㉒)」を計算する場合の株式数は、「1. 1株当たりの資本金等の額等の計算」の「⑤ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数」欄の株式数に、発行済株式の総数(自己株式数控除後)に占める各種類株式数(自己株式数控除後)の割合を乗じ

たものとする。

- (B) 「1株(50円)当たりの年利益金額」及び「1株(50円)当たりの純資産価額」
種類株式ごとに区分せず記載する。
- (ロ) 純資産価額方式（評価明細書第5表）
種類株式ごとに区分せず記載する。
- (ハ) 配当還元方式（評価明細書第3表）
「2. 配当還元方式による価額」については、上記(イ)のA及びBの(A)に準じて記載する。

(2) 無議決権株式の評価

同族株主（原則的評価方式が適用される同族株主等をいう。以下同じ。）が無議決権株式を相続又は遺贈により取得した場合には、原則として、議決権の有無を考慮せずに評価するが、次のすべての条件を満たす場合に限り、前記(1)又は原則的評価方式により評価した価額から、その価額に5%を乗じて計算した金額を控除した金額により評価するとともに、当該控除した金額を当該相続又は遺贈により同族株主が取得した当該会社の議決権のある株式の価額に加算して申告することを選択することができる（以下、この方式による計算を「調整計算」という。）。

【条件】

- イ 当該会社の株式について、相続税の法定申告期限までに、遺産分割協議が確定していること。
- ロ 当該相続又は遺贈により、当該会社の株式を取得したすべての同族株主から、相続税の法定申告期限までに、当該相続又は遺贈により同族株主が取得した無議決権株式の価額について、調整計算前のその株式の評価額からその価額に5%を乗じて計算した金額を控除した金額により評価するとともに、当該控除した金額を当該相続又は遺贈により同族株主が取得した当該会社の議決権のある株式の価額に加算して申告することについての届出書（別紙参照）が所轄税務署長に提出されていること。
- ハ 当該相続税の申告に当たり、評価明細書に、調整計算の算式に基づく無議決権株式及び議決権のある株式の評価額の算定根拠を適宜の様式に記載し、添付していること。

イ 無議決権株式及び議決権のある株式の評価（原則）

無議決権株式を発行している会社の無議決権株式及び議決権のある株式については、原則として、議決権の有無を考慮せずに評価する。

ロ 無議決権株式及び議決権のある株式の評価（選択適用）

上記イのとおり、議決権の有無を考慮せずに評価することを原則とするが、一方では、議決権の有無によって株式の価値に差が生じるのではないかという考え方もあることを考慮し、同族株主が無議決権株式（次の2に掲げる社債類似株式を除く。）を相続又は遺贈により取得した場合には、納税者の選択により、前記(1)又は原則的評価方式により評価した価額から、その価額に5%を乗じて計算した金額を控除した金額により評価するとともに、当該控除した金額を当該相続又は遺贈により同族株主が取得した当該会社の議決権のある株式の価額に加算した金額で評価することができる。

（注） 無議決権株式を相続又は遺贈により取得した同族株主間及び議決権のある株式を相続又は遺贈により取得した同族株主間では、それぞれの株式の1株当たりの評価額は同一となる。

（調整計算の算式）

$$\begin{aligned} \text{無議決権株式の} & \\ \text{評価額（単価）} & = A \times 0.95 \\ \text{議決権のある株} & \\ \text{式への加算額} & = \left[A \times \frac{\text{無議決権株式の}}{\text{株式総数(注1)}} \times 0.05 \right] = X \\ \text{議決権のある株式} & \\ \text{の評価額（単価）} & = \left[B \times \frac{\text{議決権のある株式}}{\text{株式総数(注1)}} + X \right] \div \frac{\text{議決権のある株式}}{\text{株式総数(注1)}} \end{aligned}$$

A…調整計算前の無議決権株式の1株当たりの評価額

B…調整計算前の議決権のある株式の1株当たりの評価額

(注1) 「株式総数」は、同族株主が当該相続又は遺贈により取得した当該株式の総数をいう(配当還元方式により評価する株式及び次の2に掲げる社債類似株式を除く。)

(注2) 「A」及び「B」の計算において、当該会社が社債類似株式を発行している場合は、次の2に掲げる社債類似株式を社債として、議決権のある株式及び無議決権株式を評価した後の評価額。

○ 調整計算の計算例

≪設例≫

① 評価する会社の株式の通常の(「調整計算」を適用しない場合の)評価額

普通株式(議決権のある株式)	3,500円
配当優先の無議決権株式	3,600円

② 発行済株式数 60,000株(被相続人所有)

内 普通株式(議決権のある株式)	20,000株
配当優先の無議決権株式	40,000株

(注) 自己株式はないものとする。

③ 上記株式の相続の状況

長男Aが普通株式20,000株を相続、次男B、三男Cが配当優先の無議決権株式をそれぞれ20,000株ずつ相続。

【計算】

1 配当優先の無議決権株式の評価額(単価)

$$3,600円 \times 0.95 = 3,420円$$

2 議決権のある株式への加算額

$$3,600円 \times 40,000株 \times 0.05 = 7,200,000円$$

3 議決権のある株式の評価額(単価)

$$(3,500円 \times 20,000株 + 7,200,000円) \div 20,000株 = 3,860円$$

(参考) 無議決権株式を発行している場合の同族株主の判定

同族株主に該当するか否かの判定は、持株割合ではなく議決権割合により行うことから、同族株主グループに属する株主であっても、中心的な同族株主以外の株主で議決権割合が5%未満の役員でない株主等は、無議決権株式の所有の多寡にかかわらず同族株主に該当しないこととなるので、その株主等が所有する株式は評価通達188-2(同族株主以外の株主等が取得した株主の評価)により配当還元方式を適用して評価することに留意する。